

## にこにこ保育園 重要事項説明書

### 1 事業者

設置主体	株式会社 愛・joy
代表者氏名	雑賀 ふみ

### 2 施設の概要

事業類型	小規模保育事業（A型）		
名称	にこにこ保育園		
施設所在地	高槻市氷室町1丁目15-15		
電話番号	072-696-9575		
管理者氏名	雑賀 ふみ		
利用定員	【3号認定】 1歳児9名 2歳児10名		
建物	木造 延床面積 137.46㎡		
施設の内容	保育室 2室 ランチルーム 幼児用トイレ 1箇所 事務室・医務室 給食室		
園庭	73.2㎡		
特別保育の実施状況	時間外保育		
連携施設情報	種類	認定こども園	
	名称	ソレイユぐんげ保育園	
	連携内容	○	保育内容の支援
		○	必要に応じた代替保育の提供(※1)
		優先受入れ枠の設定(※2)	

※1 代替保育とは、職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、連携施設が代わって保育を提供することをいいます。

※2 卒園後優先的に入所可能な園（必ず入園できるとは限りません）

### 3 施設の目的及び運営方針

- 1 本園は、次の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行なうものとする。
  - (1) 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行う。
  - (2) 児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努める。
- 2 本園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び高槻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める基準（平成26年厚生労働省令第61号）その他の関係法令を厳守して運営する。

### 4 提供する保育の内容

本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年告示）に基づき乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

- (1) 本園では、1歳児から2歳児までの子どもたちが在籍するため、心身ともに成長発達の著しい時期の子どもたちが安心してのびのびと生活できるよう配慮し、人と人とのふれあいを大切にすることを構成していく。
  - (2) 発達が未熟な時期から言葉を獲得し協同作業ができるようになるまで、集団生活の様々な経験を通して、社会性を身に付け豊かな人間関係を築けるように成長を促す。
  - (3) 日々の保育にあたっては、子ども一人ひとりの要求を十分に満たせるよう、状態や個人差などに配慮し、取り組む。
  - (4) 子どもの成長が促進されるよう、本園と家庭が常に連携して取り組んでいく。
  - (5) 食事の提供について、本園の給食では一日に必要な栄養量として、50%を取得できる内容とする。なお、食物アレルギー対応については、除去が必要な場合は、事前申し出を経て原因食品を可能な範囲取り除いた除去食提供を行い、個人献立が必要な場合は弁当持参を依頼する。
- 2 前項の取り組みにより目指す子ども像としては次のとおりとする。
    - (1) 心身ともに健康な子ども
    - (2) いろいろな経験をするなかで自分で考えて行動できる子ども
    - (3) やさしく思いやりのある子ども
    - (4) 仲間の中でいきいきとあそぶ子ども
    - (5) 豊かな感性を持ち、表現できる子ども

## 5 給食について

給食の方針	子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量を確保できるようにします。 年間を通じた食育目標を立て、食育計画に沿って月齢や成長に合わせた食育活動を実践します。〔ミニ菜園作り（苺・夏野菜・じゃが芋・さつまいもなど）〕
アレルギー対応	食物によってアレルギーを起こす可能性がある場合は必ず園に申し出てください。 給食において、食物アレルギーのため、除去が必要な場合は、原因食品を除ける範囲で除去食を行います。（別途申請必要）
その他	毎月、献立表をホームページのお知らせに掲載し、実物見本はホームページ内のブログに写真を掲載します。

## 6 職員体制（令和6年4月1日予定）

職名	人数
管理者	1 人
保育士	6 人
調理員	2 人
嘱託医	2 人
その他	1 人

※なお、職員数は年度の途中に変動することがあります。

## 7 保育を行う日及び時間等

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	【保育標準時間認定に関する保育時間】 11時間 午前7時30分から午後6時30分 【保育短時間認定に関する保育時間】 8時間 午前8時00分から午後4時00分又は午前9時00分から午後5時00分のどちらか
時間外保育	月曜日～金曜日 実施します。 午前7時00分から午前7時30分・午後6時30分から午後7時00分 保育短時間認定の方は、決定した時間の前後
休園日	年末年始（12月29日～1月3日）及び日曜・国民の祝日

## 8 利用者負担額

### ① 基本保育料

園児が居住する市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

### ② 実費負担額

基本保育料の他に保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

項目	対象児童	内容、負担を求める理由及び目的	金額
体操服	2歳児	動きやすさ、 行事への意欲を高める	入園時 3,700円～
カラー帽子代	全員	日よけ、保護	入園時 3,000円
にこにこセット	全員	家事の負担を削減・エコ活動に参加 保育園で使用する物を園で用意 し、洗濯も園で行います。	月額 3,500円 ～ 1,000円

上記のほか園外保育（遠足）のバス代など必要な実費については随時お知らせいたします。

### ③ 特定負担額

公的な給付額を超えて本園独自の付加的サービスを行うために、次の金額を負担いただきます。

項目	対象児童	内容、負担を求める理由及び目的	金額
英語あそび	2歳児	外部指導者による指導 楽しくいろいろな経験をする	月額 500円

### ④ 時間外保育料

- ・午前7時00分から午前8時00分と午後6時00分から午後7時00分 30分ごとに500円
- ・午前8時00分から午後6時00分 30分ごとに300円
- ・月極料金 午前8時00分から午後6時00分の範囲内で、1日30分まで 5,000円  
1日1時間まで 7,500円 1日2時間まで 15,000円
- ・午後7時01分から 30分ごとに3,000円

## 9 利用の開始及び終了に関する事項等

① 本園における入園の選考方法は下記のとおりとします。

園児が居住する市町村の利用調整によります。

② 本園では、下記の場合に教育・保育の提供を終了するものとします。

- (1) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号に基づき支給認定が取り消された場合
- (2) 支給認定保護者から本園の利用の取り消しの申し出があった場合
- (3) 市町村が本園の利用の継続が不可能であると認めた場合
- (4) その他、利用の継続において重大な支障又は困難が生じた場合

## 10 緊急時における対応方法及び非常災害対策

### ①緊急時の対応方法

(1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

(2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当事業所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	藍野病院	
	所在地 茨木市高田町11番18号	電話 072-627-7611
救急隊	管轄消防署 高槻北消防署	
	所在地 高槻市緑が丘3-12-1	電話 072-687-0119
警察署	管轄警察署 高槻警察	
	所在地 高槻市野見町2-4	電話 072-672-1234

### ② 非常災害時の対応

避難訓練	火災・地震・水害・不審者侵入を想定した避難訓練を月1回実施します。
防災設備	自動火災探知機・煙感知器・誘導灯等
連絡方法	ショートメールにて各家庭に連絡 園の門に避難場所を掲示
避難場所	郡家小学校
園児の引渡し方法	緊急時引渡しカードの確認後、視診表に受取者名を記入し、直接引き渡す。

#### 暴風警報・大雨警報・洪水警報について

- ① 午前7時現在、高槻市に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」「大雪警報」が発令されている場合には、園児の登園は見合わせ、自宅待機してください。
  - ② 上記警報が解除になり開園する場合は、安全確認後、園から連絡します。
    - 7時～9時までに開園の場合 → 通常給食
    - 9時～12時までに開園の場合 → 簡易給食
    - 12時～14時までに開園の場合 → 昼食を済ませて登園してください。おやつはあります。
 ただし、14時までに解除されない場合は、終日臨時休園になります。
  - ③ 保育時間中に上記警報が発令された場合は、お迎えをお願いします。(ただし、お迎えに来ていただくのを危険と判断する場合は、待機になることがあります) また、お迎えの後、警報が解除になった場合も臨時休園となります。
- ◇ 注意報の場合は平常どおりの登園になりますが、強風や側溝、河川の増水にはくれぐれもご注意ください。
  - ◇ 避難準備情報等が発令された時については、お迎えをお願いする場合があります。
  - ◇ 大型の台風接近時など、警報の発表が明らかに予想される場合は、前日までに臨時休園を決定する場合があります。

- ◇ 台風の時も含め、「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」が発令されている場合、以上の事項で対処していただきますよう、また、くれぐれもお子様の安全についてご配慮くださいますようお願いいたします。
- \* 地域により川や水路の増水により通行が危険な場合は、園に知らせ、登園を見合わせてください。

#### 特別警報について（平成25年8月30日より運用開始 気象庁）

高槻市に『特別警報』（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発令された場合、臨時休園にします。

- ・ 翌日の措置については園施設や通園路の状況により判断します。
- ・ 特別警報発令の場合は、避難勧告に従い避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまるなど、直ちに命を守る行動をとってください。

#### 地震（余震）発生時における安全対策について

##### ☆突発的な震度5弱以上の大規模地震（余震）が発生したときの対応

- ・ 登園前 → 臨時休園としますので、各家庭で安全確保に努めてください。
- ・ 在園時 → 園児を安全な場所へ避難誘導します。登園及び周辺の被害状況を見届け、安全確認の上保護者に引き渡すまで責任をもって保護・監督いたしますので、できる限り、速やかにお迎えにきてください。

##### ☆震度5未満の地震（余震）が発生したとき

登園及び地域の被害状況により、園児の安全確保の上から臨時休園の措置をとることがあります。地震では予期できない事態が発生することがあります。各ご家庭で状況は判断し、安全確保に努めてください。

##### ☆災害後の保育受け入れについて

災害後の保育受け入れについては、建物の安全が確保され、保育を実施するために必要な電気、ガス、水道などのライフラインの状況、給食食材等が搬入されるかなどを総合的に判断して決定します。

#### 弾道ミサイル飛来時について

弾道ミサイル飛来に伴う全国瞬時警報システム（Jアラート）の対応について

- 【1】登園前にJアラートにより高槻市の防災行政無線スピーカー（パンザマスト）から「ミサイル発射・避難の呼びかけ」の情報が発信された場合
- ① 自宅待機してください。
  - ② その後、Jアラートの続報やメディア等の情報により「日本の領土・領海の上空を通過した、または、日本の領海外の海域に落下した」との情報が発信されたときは、自宅待機を解除して登園してください。
  - ③ Jアラートの続報やメディア等の情報により「日本の領土・領海に落下した可能性がある」との情報が発信されたときは、引き続き連絡があるまで自宅待機してください。
- 【2】登園後にJアラートにより高槻市の防災行政無線スピーカー（パンザマスト）から情報が発信された場合

①園舎内待機とします。

②速やかに園舎内に避難し、教室のブラインドを閉め、できるだけ窓から離れて頭部、耳、目等を守る避難行動をとるようにします。

なお、上記の対応については、情勢の変化や状況に応じて変わる場合もありますのでご了承ください。また、必要に応じお迎えをお願いする場合があります。

※登園・降園時にJアラートにより高槻市の防災行政無線スピーカー（パンザマスト）から情報が発信された場合は下記の行動をお願いいたします。

①近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中や地下等にできるかぎり避難してください。

②近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すとともに頭部、耳、目等を守るなどの避難行動をとるようにしてください。

※詳細情報につきましては、「内閣官房 国民ポータルサイト」または「政府広報オンライン 弾道ミサイル落下時の行動について」をご確認ください。また、場合によっては国・府からの直接指示がある場合も考えられますので、その際は、指示に従ってください。

※Jアラートと同時に携帯・スマートフォンにエリアメールも配信されます。

## 11 要望・相談の受付

保育内容等に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情がありましたら、下記の窓口まで、面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。受け付けた苦情等は、適切に対応し、改善状況についてお知らせします。

また、受付した苦情の内容と改善状況等について、個人情報を除き、園だより、掲示等で公表します。

当園 ご利用相談窓口	・相談・苦情受付担当者 副主任	
	・相談・苦情解決責任者 雑賀 ふみ（施設長）	
	・ご利用時間	午前7時30分から午後6時30分
	・電話番号	072-696-9575
	FAX	072-696-9575
第三者委員	松田 貞男	072-692-2086
	寺前 明久	072-688-1384

※本園では、園内に要望・苦情等に係る意見BOXを設置しています。

## 12 保険に関する事項

保険の種類	スポーツ安全保健
保険の内容	傷害・賠償責任
補償金額	死亡 2,000万円 ・ 後遺障害 3,000万円 入院1日 4,000円 ・ 通院1日 1,500円 身体・財物賠償 合算1事故5億円（身体賠償 1億円） 突然死 葬祭費用180万円

### 13 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

児童及びその保護者等に係る個人情報について、厳重に保管・管理するとともに、本来の利用目的以外には使用しないことを原則としておりますが、司法機関・行政機関の法令に基づく要請や以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することがあります。

- ・ 連携保育施設等への円滑な移行・接続が図れるよう情報を共有すること。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

なお、市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲で利用します。

インターネット上への画像や動画の投稿が容易になり、簡易投稿サイトへの個人情報の取り扱いに配慮を欠く投稿も多く見られます。入園式や卒園式等の式典や運動会等の行事で、保護者が画像や動画を撮る際には、撮影したデータの取り扱いについては、ご家庭のみでお願いいたします。また、ホームページ上のブログの閲覧もご家庭のみでお願いいたします。十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

### 14 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式・進級式
5月	いちご狩り クラス懇談会
6月	じゃが芋掘り 水あそび開き
7月	七夕まつり
8月	夏まつり
9月	
10月	秋の遠足（2歳児） 運動会
11月	さつま芋掘り
12月	クリスマス発表会
1月	たこあげ
2月	豆まき クラス懇談会
3月	ひな祭り 卒園式

※毎月…身体計測、避難訓練、誕生会、リズム運動あそび（5月～）、英語あそび（2歳児・5月中旬～）  
※内科健診（年2回）、歯科検診（年1回）、尿検査（年1回）

## 15 その他、利用に際し留意していただく事項

欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までにご連絡をお願いします。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、予定時刻までにご連絡をお願いします。
延長保育を利用する場合について	朝の延長保育は、前日までに予約をして下さい。 夕方の延長保育は、当日の午後6時30分までに予約をして下さい。
発熱のある場合について	熱が38.0度ある場合は、登園を控えてください。
登降園時のお願い	登園時間・降園時間をタイムレコーダーでの打刻をお願いします。 延長保育料金は打刻の時間で計算させていただきます。 登園と降園の送迎者が違う場合はお迎え者にカードをお渡しください。当日にカードの受け渡し不可能的な方は、事前にお知らせ下さい。又、突然お迎え者が変更する場合は保護者の方からの電話連絡をお願いします。電話連絡がある場合のみ、お迎え者変更の対応をさせていただきます。 カードを紛失された場合は速やかにお知らせ下さい。再発行手数料500円をいただきます。
感染症について	感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。登園許可書が必要です。 ※保護者の方がインフルエンザ等の感染症にかかれた場合、定められた期間は保育園への出入りは避けてください。どうしても都合がつかない場合は、連絡を頂ければ保育士がお子様を門までお連れします。
病気やけがについて	次のような場合には必要に応じて保護者の方に連絡し、お迎えに来ていただくことがあります。 ・熱、機嫌が悪い、元気がない等普段の状態と違う場合 ・嘔吐、下痢が続く場合                      ・感染症の疑いがある場合 ・けがをした場合
与薬について	園で預かる薬は、医師が処方したもの・医師の処方により薬局で調剤したものに限定します。 飲み忘れや間違いを起こさないよう、名前を記入した容器に当日の

	<p>一回分の量を入れ、薬の説明書と与薬連絡票と一緒に<u>登園時に保育士に手渡してください。</u></p> <p>※与薬連絡票は玄関に置いてあります。</p>
おたより・献立表	ホームページ内のお知らせに掲載します。